

福岡市障がい者 110番

【相談（業務）内容】

①一般相談

常設の相談窓口を設置し、障がい者及びその家族等からの電話又は来所による相談に応じると共に、問題解決に向けて関係機関との連絡調整、及び支援を行う。

②専門相談

一般相談の中から、必要に応じて、弁護士等からなる「相談チーム」を編成し、協議のうえ問題解決に向けた対応を行う。

③定期相談

弁護士等の法律の専門家による法律相談及び精神保健カウンセラー等による精神保健相談を定期的に開催する。

(相談内容の具体例)

生命・身体に対する侵害、財産に対する侵害、相続関係、金融・消費・契約関係、雇用・勤務条件関係、職場・施設での人権関係、隣人・知人との人権関係、家族親族との人権関係
障がい者の差別解消にかかる相談

【対象者】

福岡市に在住の障がい者及びその家族等

【相談日時及び方法】

| 相談種別 | 相談日時 | 相談方法 | 備考 |
|-------|--|--------------|---|
| ①一般相談 | 月～金 9:00～17:00 第1・第3土曜日 9:00～12:00 | 電話/FAX 来所 | 専任相談員による 第3水曜9:00～12:00 はピア相談員による |
| ②専門相談 | 必要に応じて | 来所 | 弁護士等からなる相談チームによる |
| ③定期相談 | 第2・第3・第4木曜日 13:00～15:00 | 来所 事前予約要 | 弁護士による |
| | 第1水曜日 10:00～12:00 | 来所 | 精神保健カウンセラーによる |

専用電話 738-0010

【相談料】

無料

【問い合わせ先・所在地】

| | | | |
|------|---|--------|--------------------------|
| 団体名 | 福岡市身体障害者福祉協会 | 担当部署 | 福岡市障がい者110番 |
| 住所 | 〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4F | | |
| 電話番号 | 092-738-0010 | FAX番号 | 092-738-0010 |
| HP | http://www.c-fukushin.jp | E-mail | shougai110@c-fukushin.jp |